

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会社名 日本調剤株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 三津原 博  
 (コード番号 3341 東証第 1 部)  
 問合せ先 常務取締役 鎌田 良樹  
 (TEL. 03-6810-0800)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、定款の一部変更を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 35 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 経営体制強化のため、取締役の員数を「10 名以内」から「15 名以内」に変更すること。
  - (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設すること。
- なお、第 29 条第 2 項については各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。
(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  (新設)	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり)  <u>2 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上